



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
3月29日
号外(9)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 公安委員会規則

※滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則(警務課) 1

※滋賀県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(交通企画課) 2

公安委員会規則

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県公安委員会委員長 大塚良彦

滋賀県公安委員会規則第8号

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則(昭和29年滋賀県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

警察職員定員配置表

所 属 別		区 分	警 察 官		一 般 職 員		合 計
			警 官	警 士	警 査	警 助	
警 務 部	総 務 課		8		4		12
	会 計 課		5		29		34
	警 務 課		92		19		111
	企 画 教 養 課		12		1		13
	警 察 県 民 セ ン タ ー		9		4		13
	情 報 管 理 課		9		18		27
	厚 生 課				11		11
	監 察 官 室		10		1		11
生 活 安 全 部	生 活 安 全 企 画 課		19		5		24
	地 域 課		19		5		24
	通 信 指 令 課		24		1		25
	少 年 課		18		11		29
	生 活 環 境 課		16				16
	サイバー犯罪対策課		27		2		29
警 察 本 部	機 動 警 察 隊		41		1		42
	刑 事 企 画 課		10		1		11
	捜 査 支 援 分 析 課		33		2		35
	捜 査 第 一 課		55		2		57
	捜 査 第 二 課		31		1		32
	組 織 犯 罪 対 策 課		47		4		51
	鑑 識 課		20		9		29

	科学捜査研究所	1	20	21
交通部	交通企画課	12	3	15
	交通規制課	11	7	18
	交通指導課	24	5	29
	運転免許課	25	37	62
	交通機動隊	21	1	22
	高速道路交通警察隊	75	2	77
警備部	警備第一課	69	3	72
	警備第二課	19	4	23
	警衛対策課	33	2	35
	機動隊	36	1	37
	警察学校	103	3	106
	小計	934	219	1,153
警察署	大津	256	13	269
	草津	191	11	202
	守山	104	7	111
	甲賀	124	9	133
	近江八幡	94	6	100
	東近江	145	8	153
	彦根	128	8	136
	米原	64	4	68
	長浜	104	6	110
	木之本	32	4	36
	高島	58	5	63
	大津北	78	7	85
		小計	1,378	88
	合計	2,312	307	2,619

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県公安委員会委員長 大塚良彦

滋賀県公安委員会規則第9号

滋賀県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

滋賀県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年滋賀県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「拒否等」を「通知等」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「別記様式第1号」を「別記様式第1号の3」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第5条第2項の規定による認定をしたときの通知は、別記様式第1号の認定通知書（甲）を交付して行い、別記様式第1号の2の認定通知書（乙）の受領者欄に必要な事項の記載を求めるものとする。

第5条の見出しを「（廃業等の届出に関する通知）」に改め、同条中「認定証の返納に関する通知書」を「廃業等の届出に関する通知書」に改める。

別記様式第1号を別記様式第1号の3とし、同様式の前に次の2様式を加える。

様式第1号(第2条関係)

認定通知書(甲)

滋公委発第 号
年 月 日

住 所

(法人にあつては、
主たる営業所の
所在地)

氏 名 様

(法人にあつては、
名称および代表
者の氏名)

滋賀県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあつた自動車運転代行業の認定については、自動車
運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第2項の規定により認定することとし
たので通知します。

認 定 番 号 第 号

交付年月日

年 月 日

様式第1号の2(第2条関係)

認定通知書(乙)

滋公委発第 号
年 月 日

住 所

(法人にあつては、
主たる営業所の
所在地)

氏 名 様

(法人にあつては、
名称および代表
者の氏名)

滋賀県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあつた自動車運転代行業の認定については、自動車
運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第2項の規定により認定することとし
たので通知します。

認 定 番 号 第 号

交付年月日	年 月 日
受 領 者	被認定者との関係(続柄) 住 所 氏 名
取 扱 者	警察署 階級 氏名

別記様式第4号および別記様式第5号中「認定証番号」を「認定番号」に、「取消した」を「取り消した」に改める。

別記様式第6号および別記様式第7号中「認定証番号」を「認定番号」に改め、別記様式第8号を次のように改める。

様式第8号(第5条関係)

廃業等の届出に関する通知書

滋 公 委 発 第 号
年 月 日

様

滋 賀 県 公 安 委 員 会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第 項の規定により、以下のとおり廃業等届出書が提出されたので、当該届出書の写しを添えて、同条第3項に基づき通知します。

1 廃業等届出書を提出した自動車運転代行業者

(1) 認定年月日

(2) 認定番号

(3) 氏名または名称

(4) 住所

(5) 提出年月日

2 廃止の理由

別添(廃業等届出書の写し)のとおりに

取扱者の氏名および連絡先

別記様式第17号および別記様式第20号中「認定証番号」を「認定番号」に改める。

別記様式第24号中 「

認 定 証 番 号

」 を 「

認 定 番 号

」 に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

